

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2014年4月  
(平成26年)  
第34号

## 新聞の購読契約に十分注意を払って！！

高額な景品で勧誘され、10年後に新聞購読を開始する契約をしたが、購読開始前に解約を申し出たところ、景品の代金相当額を請求されたという事例

今なら液晶テレビがもらえると勧誘され、新聞を「10年後から7年間」という期間で購読する契約を5年前にした。しかし、最近になって目が悪くなり、新聞が読めなくなってきたため、これからさらに5年経ってから7年間も続けて新聞をとるのは長過ぎると思うようになった。販売業者に解約を申し出たところ、景品として渡したテレビは5万円以上するものなので、解約するならテレビの代金を現金で支払うか、同じ機種テレビを買って返してほしいと言われた。まだ新聞の配達も始まっておらず、解約のためにこんなにお金がかかると分かっていたら契約しなかった。

### トラブルを防止するため、新聞購読契約に関するガイドラインができました

平成25年11月21日、日本新聞協会、新聞公正取引協議会は、読者の新聞販売に対する信頼を維持・向上させるため、新聞公正競争規約、特定商取引法、新聞訪問販売自主規制規約を厳守するとともに、読者から解約の申し出があった場合は読者の利益を一方的に害することのないよう、以下のとおり対応するものとしています。

#### 解約に応じるべき場合

以下に該当する場合は、読者の解約申し出に直ちに応じなければならない。また、新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならない。

#### 1. ルールに基づく解約申し出である場合

クーリングオフ期間中、書面による解約申し出があったとき

#### 2. 不適切な契約が行われていた場合

- (1) 威迫や不実告知など、不適切な勧誘を行ったとき
- (2) 新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供など、同規約に沿わない販売方法を行ったとき
- (3) 契約期間が自治体が定める条例等の基準を超過していたとき
- (4) 相手方の判断力が不足している状態で契約したとき(認知症の方など)
- (5) 相手方が本人や配偶者以外の名前で契約したとき



### 3. その他考慮すべき事情がある場合

- (1) 購読者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居など、解約が合理的だと考えるとき
- (2) 未成年者との契約であったとき

#### 丁寧に話し合い解決すべき場合

上記に該当しない、読者の都合による解約申し出があった場合、話し合いによって解決するものとする。申し出に応じる場合、解約の条件は両者の合意により決定する。ただし、契約事項を振りかざして解約を一方向的に断ったり、過大な解約条件(損害賠償や違約金の請求など)を要求してはならない。読者の申し出の理由を丁寧に聞き、申し出の応諾や購読期間の変更など、お互いが納得できる解決を図らなければならない。

(独立行政法人 国民生活センターHP及び日本新聞協会・新聞公正取引協議委員会から一部引用)

#### ■消費生活講座

テーマ：『収納の工夫術』

～自分のタイプを知って上手な収納を実践！～

収納に関して自分がどんなタイプかチェックし、収納の基本的な考え方や家の中が片付かない原因を学びます。

日 時：平成26年5月28日(水) 午後2時～4時

会 場：クリエイトホール 11階 第7学習室

対 象：市内在住・在勤・在学の方

定 員：25名(先着順)

費 用：無料

申し込み：5月2日(金)から直接または電話で、ファックスでは「収納」と氏名・電話番号を書いて消費生活センター(下記)へ

#### ■消費生活パネル展の開催

開催日時：4月19日(土)～5月13日(火)

(4月29日、5月3日、5日、6日は除く)

会 場：JR八王子駅南口総合事務所

お問い合わせ：消費生活センター(下記)へ



## 八王子市消費生活センター

相談受付日時：月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)  
午前9時～午後4時30分

(相談専用) ☎631-5455 ※相談は無料、秘密は厳守します。

※土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎ 631-5456 FAX 643-0025

